

## **[事案 28-20] 災害保険金支払請求**

・平成 28 年 9 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人の親が入浴中に死亡したのは、特約に定める「不慮の事故」に該当するとして、死亡保険金に加え、災害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

被保険者の死亡の原因は、入浴中のヒートショックによるもので、平成 4 年 12 月に契約した終身保険の特約に定める「不慮の事故」に当たり、かつ、除外事由には該当しないものであるから、災害保険金の支払事由に該当する。したがって、災害保険金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 死体検案書では、被保険者の死因の種類は「病死及び自然死」とされ、影響を及ぼした傷病名は「高血圧等」と記載されている。したがって、被保険者の死因は病死であって、「不慮の事故」による傷害を直接の原因とするものではない。
- (2) 入浴にともなう温度の変動は、分類提要に定める「過度の高温」に該当するものではなく、また、「軽微な外因」に該当するものである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面（病院の診療録を含む。）にもとづく審理の他、被保険者の死亡時の経緯等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、災害保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。